

令和2年4月10日

うるま市認可保育施設等各位

うるま市長 島袋俊夫  
(公印省略)

## 認可保育施設等における登園自粛の要請について

平素はうるま市保育事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年4月6日付「新型コロナウイルス感染防止に関する保育施設等の対応について」により保護者への家庭内保育の協力依頼をさせていただいているところですが、沖縄県において連日感染者が発生し、感染経路不明の感染者も増加している状況にあります。

そのような状況を鑑み、家庭内保育の「協力依頼」から「登園自粛要請」に切り替え下記のとおり保護者へ要請を行うことになりましたので、ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 自粛要請期間

令和2年4月11日（土）～4月18日（土）

【ただし、上記は状況に応じ変更される場合があります】

※あくまでも、自粛要請となっていることから、自粛要請期間中、保護者が保育施設等の利用を希望する場合には、その利用を拒むことはできませんので、その点を踏まえご対応をお願いいたします。

#### 2. 登園自粛した場合の利用者負担額（保育料）等の取り扱いについて

##### ・保育料について

保育料の徴収のある、3号（0～2歳児）認定児の保育料については、登園自粛した日数に応じて日割り等により減免措置を行います。

また、4月11日から4月末まで、全日家庭内保育にご協力いただいた場合は、4月の保育料を全額免除といたします。

実際の手続き詳細については、後日改めてホームページ等で案内いたします。

・令和2年4月6日付け、保護者あてご協力依頼文書中「①園児の同居親族の感染又は濃厚接触が確認された場合」に該当し登園自粛（4月6日～4月10日）された場合においても、登園自粛した日数に応じて日割り等による減額措置を行います。

##### ・給食費について

登園自粛した日数に応じて、減額を予定しております。

※園児の登園自粛した日数や給食費減額分を集計し、後日提出をお願いします。

##### ・給付費について

利用者負担額を日割り計算により減額措置したとしても、通常どおり給付費として支給します。

(注) 今後、国や県、市の動向により変更となる場合があります。

その際には改めてホームページ等でお知らせします。

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/18507>



お問い合わせ先  
うるま市 こども部 保育幼稚園課  
電話：973-5427